

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

会 議 の 名 称	令和7年第3回取手市議会定例会			
招 集 年 月 日	令和7年 9月 2日			
招 集 の 場 所	取手市議会議場			
開会及び閉会 日時並びに その宣告者	開 会	令和7年 9月 2日午前10時03分		議 長 山野井 隆
	閉 会	令和7年 9月24日午後 0時19分		議 長 山野井 隆
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	19番	染 谷 和 博	20番	佐 藤 隆 治

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和7年 9月 2日

1番	長 塚 美 雪	12番	小 堤 修
2番	本 田 和 成	14番	落 合 信 太 郎
3番	岡 口 す み え	16番	金 澤 克 仁
4番	古 谷 貴 子	18番	山 野 井 隆
5番	杉 山 尊 宣	19番	染 谷 和 博
6番	佐 野 太 一	20番	佐 藤 隆 治
7番	海 東 一 弘	21番	入 江 洋 一
8番	根 岸 裕 美 子	22番	赤 羽 直 一
9番	久 保 田 真 澄	23番	遠 山 智 恵 子
10番	鈴 木 三 男	24番	加 増 充 子
11番	関 川 翔		

令和7年第3回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 9月 2日午前10時03分				議長	山野井 隆	
	散会	令和7年 9月 2日午後 1時58分				議長	山野井 隆	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別		
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員			
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○		
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員			
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○		
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員			
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○		
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○		
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○		
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○		
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○		
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○		
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○		
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長		前 野 拓		事 務 局 次 長		蛭 原 康 友	

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村		修
教	育	長	石	塚	康	英
副	市	長	伊	藤		哲
副	市	長	黒	澤	伸	行
総	務	部	吉	田	文	彦
政	策	推	齋	藤	嘉	彦
財	政	部	田	中	英	樹
健	康	福	彦	坂		哲
こ	ど	も	助	川	直	美
ま	ち	づ	森	川	和	典
建	設	部	渡	来	真	一
都	市	整	浅	野	和	生
教	育	部	飯	竹	永	昌
消		防	岡	田	直	紀
会	計	管	斉	藤	理	昭
総	務	部	立	野	啓	司
健	康	福	直	井		徹
健	康	福	関	口	勝	己
総	務	課	土	谷	靖	孝
政	策	推	高	中		誠
魅	力	と	数	藤	弘	人
都	市	計	中	村	大	地
指		導	丸	山	信	彦
ス	ポ	ー	稲	村	忠	弘
魅	力	と	星		芳	宏
国	保	年	吉	住	三	世
保	健	セ	渡	辺	良	江
都	市	政	中	野	潤	一
ス	ポ	ー	野	口	勝	彦

令和 7 年第 3 回取手市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 9 月 2 日（火）午前 10 時開議

日 程 第 1	会議録署名議員の指名	
日 程 第 2	会期の決定	
日 程 第 3	諸般の報告	
日 程 第 4	議案第 40 号	取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
	議案第 41 号	取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について
	議案第 42 号	町の区域の変更について
日 程 第 5	議案第 43 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）
	議案第 44 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 45 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 46 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 47 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日 程 第 6	報告第 7 号	令和 6 年度取手市健全化判断比率について
	報告第 8 号	債権の放棄について
日 程 第 7	認定第 1 号	令和 6 年度取手市一般会計決算の認定について
	認定第 2 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第 3 号	令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第 4 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第 5 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第 6 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第 7 号	令和 6 年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
日 程 第 8	同意案第 18 号	取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 19 号	取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 20 号	取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について

日程第 9	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 6 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 10	請願第 1 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
	請願第 1 2 号	旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願
	請願第 1 3 号	小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願

日程第 11	市政に関する一般質問	
	①杉山 尊宣	議員
	②長塚 美雪	議員
	③海東 一弘	議員

日程第 12	選挙第 5 号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙について
--------	---------	------------------------------

日程第 13	仮議長の選任を議長に委任する件	
--------	-----------------	--

会議に付した事件

日 程 第 1	会議録署名議員の指名	
日 程 第 2	会期の決定	
日 程 第 3	諸般の報告	
日 程 第 4	議案第 4 0 号	取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
	議案第 4 1 号	取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 2 号	町の区域の変更について
日 程 第 5	議案第 4 3 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）
	議案第 4 4 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 5 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 6 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 7 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日 程 第 6	報告第 7 号	令和 6 年度取手市健全化判断比率について
	報告第 8 号	債権の放棄について
日 程 第 7	認定第 1 号	令和 6 年度取手市一般会計決算の認定について
	認定第 2 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第 3 号	令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第 4 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第 5 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第 6 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第 7 号	令和 6 年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
日 程 第 8	同意案第 1 8 号	取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 9 号	取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 2 0 号	取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について

日程第 9	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 6 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 10	請願第 1 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
	請願第 1 2 号	旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願
	請願第 1 3 号	小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願
日程第 11	市政に関する一般質問	
	①杉山 尊宣	議員
	②長塚 美雪	議員
	③海東 一弘	議員
日程第 12	選挙第 5 号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙について
追加日程第 1	選挙第 6 号	常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙について
日程第 13	仮議長の選任を議長に委任する件	

令和7年第3回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	9月2日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一部事務組合等選挙 一般質問（杉山・長塚・海東）
2	9月3日	水	本会議	午前10時	一般質問（佐藤・久保田・染谷・ 古谷・関川・加増）
3	9月4日	木	本会議	午前10時	一般質問（小堤・根岸・本田・ 鈴木・落合）
4	9月5日	金	休会		議事整理日
5	9月6日	土	休会		
6	9月7日	日	休会		
7	9月8日	月	休会		議事整理日
8	9月9日	火	本会議	午前10時	一般質問（岡口・佐野・遠山）
9	9月10日	水	本会議	午前10時	議案質疑・付託
10	9月11日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
11	9月12日	金	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
12	9月13日	土	休会		
13	9月14日	日	休会		
14	9月15日	月	休会		
15	9月16日	火	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
16	9月17日	水	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
17	9月18日	木	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
18	9月19日	金	委員会	午後1時	一般会計予算・決算審査特別委員会
19	9月20日	土	休会		
20	9月21日	日	休会		
21	9月22日	月	委員会	午前10時	議会運営委員会
22	9月23日	火	休会		
23	9月24日	水	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決 ・閉会

議事の経過

午前 10 時 03 分開会及び開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。よって、令和 7 年第 3 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明はオンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において染谷和博君及び佐藤隆治君を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から 9 月 24 日までの 23 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 24 日までの 23 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、サイドブックに登載したとおりであります。

日 程 第 3 諸般の報告

○議長（山野井 隆君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、私から報告を行います。6 月 30 日、7 月 31 日付でそれぞれ、石井めぐみさん、岩澤 信君から議員辞職願が提出され、議長はこれらを許可いたしました。

また、8 月 29 日付で細谷典男君が茨城県議会議員補欠選挙に立候補したため、公職選挙法第 90 条の規定により自動失職となりました。これにより議員数は 21 人となりました。

次に、会派の異動について報告します。6 月 30 日付で会派異動届が提出され、会派「みらい・維新・国民の会」の名称が、会派「みらい」に変更になりました。

次に、委員会の構成について報告します。7 月 7 日付で私、山野井 隆が一般会計予算・決算審査特別委員会委員を辞任し、新たに杉山尊宣君を一般会計予算・決算審査特別委員会委員に選任しました。

また、8 月 21 日付で佐藤隆治君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。議長はこの辞任を許可し、新たに染谷和博君を議会運営委員に選任しました。さらに本日、総務文教常任委員の佐野太一君から委員会所属変更の申出があり、議長は建設経済常任委員会への所属の変更を許可しました。これらの変更後の会派及び委員の構成は、サイドブ

ックスに登載した会派名簿及び取手市議会組織図のとおりです。なお、本日の委員会所属変更を踏まえ、サイドブックに登載していた取手市議会組織図のデータは本日更新されておりますので御留意ください。

次に、閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブックに登載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会について関川 翔君から、茨城県南水道企業団議会について佐藤隆治君から、取手地方広域下水道組合議会について海東一弘君から、取手市外2市火葬場組合議会について小堤 修君から報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブックに登載したとおり市長から報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第40号 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第41号 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について

議案第42号 町の区域の変更について

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第40号から議案第42号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第40号から議案第42号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第40号から議案第42号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は9月10日に行います。

日程第5 議案第43号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）

議案第44号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山野井 隆君） 日程第5、議案第43号から議案第47号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第43号から議案第47号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第43号から議案第47号まで

について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は 9 月 10 日に行います。

日 程 第 6 報 告 第 7 号 令和 6 年度取手市健全化判断比率について
報 告 第 8 号 債権の放棄について

○議長（山野井 隆君） 日程第 6、報告第 7 号及び報告第 8 号を一括議題といたします。
ただいま議題となっている議案につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。報告第 7 号及び報告第 8 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、報告第 7 号及び報告第 8 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日 程 第 7 認 定 第 1 号 令和 6 年度取手市一般会計決算の認定について
認 定 第 2 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算
の認定について
認 定 第 3 号 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定
について
認 定 第 4 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定に
ついて
認 定 第 5 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
認 定 第 6 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
認 定 第 7 号 令和 6 年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定につ
いて

○議長（山野井 隆君） 日程第 7、認定第 1 号から認定第 7 号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第 1 号から認定第 7 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、認定第 1 号から認定第 7 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しま

した。本会議における質疑は9月10日に行います。

日 程 第 8 同意案第18号 取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について
同意案第19号 取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について
同意案第20号 取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について

○議長（山野井 隆君） 日程第8、同意案第18号から同意案第20号までを一括議題とします。

ただいま議題となっている議案につきましては、8月28日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第18号から同意案第20号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、同意案第18号から同意案第20号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第18号から同意案第20号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第18号から同意案第20号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう、厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、同意案第18号から同意案第20号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

同意案第18号、取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について、大峰芳樹氏の選任に同意することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第

18号については、大峰芳樹氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第19号、取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について、坂上雅弘氏の選任に同意することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第19号については、坂上雅弘氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第20号、取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について、染谷 隆氏の選任に同意することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第20号については、染谷 隆氏の選任に同意することに決定しました。

日程第9	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山野井 隆君） 日程第9、諮問第2号から諮問第6号までを一括議題とします。ただいま議題となっている議案につきましては、8月28日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。諮問第2号から諮問第6号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、諮問第2号から諮問第6号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号から諮問第6号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号から諮問第6号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、諮問第2号から諮問第6号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、松浦 勉氏が適任であると答申することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第2号については、松浦 勉氏が適任であると答申することに決定しました。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、色川 昇氏が適任であると答申することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第3号については、色川 昇氏が適任であると答申することに決定しました。

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日高栄子氏が適任であると答申することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第4号については、日高栄子氏が適任であると答申することに決定しました。

諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、戸部明彦氏が適任であると答申することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第5号については、戸部明彦氏が適任であると答申することに決定しました。

諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、廣瀬智子氏が適任であると答申することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第6号については、廣瀬智子氏が適任であると答申することに決定しました。

日程第10 請願第11号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

請願第12号 旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願

請願第13号 小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願

○議長（山野井 隆君） 日程第10、請願第11号から請願第13号までを一括議題いたします。

請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

まず、請願第11号について、関川 翔君。

〔11 番 関川 翔君登壇〕

○11 番（関川 翔君） 会派みらい、関川 翔でございます。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を提出させていただきました。

・請願事項

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
 - 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
 - 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
- でございます。例年、こちらの団体からこういった請願を提出されてると思います。どうぞ慎重審議をした上で賛成をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 次に、請願第 12 号について、金澤克仁君。

〔16 番 金澤克仁君登壇〕

○16 番（金澤克仁君） 金澤克仁です。旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願でございます。ほかに岡口すみえ議員と杉山尊宣議員とともに提出をさせていただいております。請願趣旨を読み上げます。

・請願趣旨

旧吉田保育所は、かつて地域の子どもたちの保育の場として親しまれてきました。しかし、令和 2 年に隣接する保育所との統廃合に伴う閉所以降、旧吉田保育所跡地はおよそ 5 年間、未利用地のままとなっています。

これまでの市からの説明では、この跡地に雨水抑制施設の整備を検討しているとの事ですが、現時点では整備の詳細は決まっています。

市民にとって地域の公共空間は憩いの場であり、交流の場でもあります。特に、小さなお子様を持つ家庭や高齢者、また運動や交流の場を求める市民にとって、身近な場所にあり気軽に訪れることができる広場の存在は、大きな意義を持つものです。

旧吉田保育所跡地を多目的広場として暫定的に整備することによって、地域住民が安全で安心して過ごせる場所の創出と、地域の活性化やコミュニティの形成に寄与することができるのではないかと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項について請願するものです。

・請願事項

- ・旧吉田保育所跡地を整地し多目的に利用できる広場として整備すること。

地域の皆様方、多くの方から御賛同をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山野井 隆君） 次に、請願第 13 号について、赤羽直一君。

〔22 番 赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君） 創和会、赤羽直一でございます。請願の趣旨を朗読させていただきます。

小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願

・請願趣旨

小貝川フラワーカナルから誕生した「小貝川三次元プロジェクト事業」は、「小貝川の自然環境の中で、水・陸・空の三次元を活用し、大人も子供も、高齢者も障害者も、時間と場所を共有し、思いっきり遊び、学び、交流することを通じて、福祉・教育・環境といった分野の事業を展開することにより、人々の相互理解と、生活の質の向上に寄

与する事を目的」として、藤代町時代に始まりました。その事業の核となる「小貝川ポニー牧場」はハーモニー運動創始者の理念のもと、長年にわたり取手市および近隣地の多くの子どもたちにとって、貴重な体験と学びの場となってきました。馬のお世話等を通じて、命の尊さや社会性、協調性などを自然に身につけることができるこの場所は、地域の有志によって環境整備されてきた小貝川の優しく豊かな自然環境との相乗効果等により、奇跡的な価値を長年生み出し続けています。特に馬介在活動は心の癒し効果や利用者評価も高く、生きる勇気の原動力、子どもたちの夢を育む拠点ともなっています。実際、この牧場を目的に取手市へ移住されたご家族もある等、地域振興にも大変貢献しています。また、市内で唯一、日常的に自然体験や動物とも触れ合える公共性の高い空間として、次のような重要な役割も果たしています。

- ・障害のある方へのケア・療育的支援の場・不登校児童・生徒の受け入れと居場所・子育て支援の場・馬に関わる職業を志す子どもたちへの育成の場・保育園や小中学校（職場体験等）の学びの場・高齢者の生きがいや健康増進の場・環境保全や防災学習の場 等々

しかし現在、馬房等の老朽化および当該事業打切り案の打診等により、当該事業の現受託業者は今年度末で受託終了を表明しています。このままでは、子どもや親子の大切な居場所が失われるだけでなく、「小貝川生き生きクラブ」を中心に 20 年前より醸成される「インクルーシブ」的空間も失われ、地域コミュニティの喪失も危惧されます。

つきましては、以下の事項について真摯に請願致します。

・請願事項

- 1 小貝川ポニー教室で積み重ねてきた「子どもの気持ちを大切に」、明るく・元気に・骨惜しみしない雰囲気を継承するようなポニー牧場の存続を前提に、継続して下さい。
- 2 安全に利用できるよう馬房や関連施設（生き生きクラブ棟等）の修繕を行った上での活用をお願いします。
- 3 高齢福祉、教育、不登校支援、障害者ケア、子育て支援といった観点から、本事業の社会的役割について関係者を含めて再評価し、幅広い政策的視点で適正な事業規模及び予算確保・運営をお願いします。
- 4 藤代スポーツセンターと、一体的な施設として見直し、子供から高齢者までの幅広い年齢層の社会教育施設として、再整備の検討をお願いします。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

請願代表者は、特定非営利活動法人小貝川プロジェクト 21、理事長の井草太郎さんでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

〔「理事長さんのお名前が井草雄太郎さんです」と呼ぶ者あり〕

○22 番（赤羽直一君） 失礼しました。理事長のお名前が井草雄太郎さんでした。訂正させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） それでは請願の 13 号について、少しお尋ねしたいと思います。この 13 号につきましては、執行部の説明で、この事業を廃止するというようなことを伺った——会派説明かな——気がするんですが、いろいろな——これを読みますと、馬房等の整備を取手市が行った上で、もう一度改めて事業をしろというような請願でよろしいん

でしょうか。

〔19 番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。
赤羽直一君。

〔22 番 赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君） そのとおりでございます。

〔22 番 赤羽直一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、今この事業をやっているところが、通常ですといういろいろ整備をするというようなのが普通かなと思うんですけども、そうではなく、取手市が全て責任を持ち、老朽化した部分を整備し、馬房を建て直し、そして——どこになるか知りませんが、新たなところに運営をお願いするというようなことでよろしいですか。

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） そもそもあの施設は、藤代町当時に藤代町とボランティアの方々が造り上げた施設でございまして、そこにハーモニイセンターをお招きして、そこで事業を展開したものでございます。ですから、施設等については、もともと町が——町とそれから賛同者の寄附で造ったものでございますので、今回、老朽化が激しい特に馬房については、できれば取手市のほうでやっていただきたいという希望でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 一つだけちょっとあれなのかなと思ったのが、やめるってことに同意をされたわけではないんですね。

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） 同意をしたわけではございません。ただ、ハーモニイセンターのほうで、これだけのお金でやっていけないので撤退したいというお話があったそうでございます。それについて、取手市のほうは、それに同意したようでございます。ただ、プロジェクト 21 のほうの人たちは、それに賛成はしておりません。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、内部の打合せがまだうまく調っていなかったように、今のお話だと感じるんですけど、そういうことですかね。

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） 内部の打合せかどうか知りませんが、プロジェクト 21 の方にとっては、寝耳に水のお話だったというふうに聞いております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） この辺で終わりにしときます。これ以上聞かしても、請願の紹介者にはなかなか厳しいと思いますので。ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第 11 号から請願第 13 号までについては、請願文書表のとおり所管の各委員会に付託いたします。

日程第 11 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 11、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機

関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務について、ただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので御理解をお願いします。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

初めに、杉山尊宣君。

〔5 番 杉山尊宣君登壇〕

○5 番（杉山尊宣君） 皆様、おはようございます。創和会、杉山尊宣です。私が初めてこの壇上で一般質問させていただいたのが、ちょうどこの 2 年前の 9 月の議会でした。それから定例会ごとに様々なテーマで、いろんな一般質問を重ねてまいりました。子育てに関することであつたり、防犯・防災の問題、まちの活性化や産業振興に関すること、教育に関すること、私の考える問題提起をさせていただきました。そして今回は、取手市の 2 大開発の一つであり、皆様の、そして市民の皆様の関心事でもあります桑原地区活力創造拠点整備推進事業について、改めて質問をさせていただきます。

先日、8 月 18 日に開催されました議員全員協議会において、執行部のほうから、事業協力者から準備組合に対し、事業推進のための御提案があつたと御説明をいただきました。この桑原開発については、取手市の求心力を高める活力創造拠点として市民の皆様からの期待が寄せられていることはもちろん、周辺地域に及ぼす効果も大きなものと想定され、雇用の創出や経済効果、周辺住民の利便性の向上など、今後の定住化にも大きくつながるものと考えます。少子高齢化、人口減少が加速度的に進んでいく中、取手市では 2040 年には 9 万人の人口を維持していくと示されております。人口増に代表される、つくば市や守谷市、つくばみらい市のような近隣地域がある中で、取り残されていけないためにも、早期着工、早期実現が求められていると思います。

本事業は遡ること平成 19 年の 6 月議会で、中村市長が当時の市議会議員時代に、地元有志による開発の請願を提出、そして採択され、はや約 20 年近くの時がたちました。これまでも様々な課題を一つずつクリアしていきながら、やっと山場であつた農林協議も動き始めたというタイミングで、今回この御提案が新たに出てまいりました。多くの市民の関心や期待、時にはネガティブな情報も錯綜している状況、そして昨今の物価上昇など社会経済情勢が変化する中で、事業の確実性を向上するための前向きな御提案だったと私は認識しておりますが、市民の皆様には正しい理解をしていただくためにも、今回の事業協力者からのご提案内容について、改めてお答えください。

〔5 番 杉山尊宣君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） おはようございます。それでは、杉山議員の御質問にお答えさせていただきます。桑原地区活力創造拠点整備推進事業につきましては、現在、地元地権者の皆様で構成される桑原地区土地区画整理準備組合を中心に、事業協力者である

イオンモール株式会社・イオンタウン株式会社共同事業体と取手市の3者で共同し、市街化区域編入を伴う土地区画整理事業による新市街地の整備を検討しているところでございます。直近の取組といたしましては、昨今の物価上昇をはじめとした社会経済情勢の変化を受けて、組合設立後の円滑な事業推進のための対策を準備組合、事業協力者の両者において検討しておりました。その中で令和7年7月30日、準備組合が開催をいたしました桑原地区の全地権者を対象とする地権者懇談会におきまして、事業協力者から準備組合に対し、以下3点の御提案がございました。

1点目といたしましては、これまでの地区全体の土地利用を図るのではなく、一部の代替区として、国道6号南側のみの土地利用をしたいという御提案でございました。

これに関連いたしますが、2点目としまして、準備組合において業務代行者を新たに推進体制に加え、業務代行者が地区全体の土地利用を主導し、イオンは一土地利用者として業務代行者の傘下に位置づけられるようなイメージの事業推進体制が提案されました。

3点目といたしまして、イオンの土地利用の方法としてこれまで借地のみを希望しておりましたが、借地のみならず、従前地の買収や保留地の購入についても協議をしていきたいという意向が示されました。これを受けまして今後の準備組合の対応としては、事業協力者の提案に対する是非の判断につきましては、一旦保留とし、業務代行方式の実現可能性や事業への効果の検討などを進めていくこととなりました。準備組合の事務局を務める当市といたしましては、準備組合の意向に沿い、業務代行方式の実現可能性の検討作業として、業務代行候補者へのヒアリングでありますとか、全国の土地区画整理事業を支援する団体である公益財団法人区画整理促進機構への相談などを行いまして、準備組合を支援しているというところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。答弁のとおり、提案内容に対する是非の判断を保留とし、業務代行を検討していくという方針であることについて分かりました。これまで、事業協力者であるイオンは、桑原地区の位置や規模、交通体系などに魅力を感じ、事業協力者として検討の初期段階から伴走してくださったものと考えておりましたが、このたびの出店範囲や事業推進体制などについて見直しをするといった提案に至った理由については、把握はされてますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 杉山議員の御質問に答弁いたします。事業協力者のほうからのこのたびの御提案の背景としては、昨今の物価高騰が理由であると伺っております。物価高騰の具体的な影響としましては、土地区画整理事業の概算事業費の上昇と、これに伴う減歩率の上昇が挙げられるほか、事業協力者の行う商業施設の建築費にも大きな影響がありまして、地区全体の土地利用が困難な状況になってしまったということでございます。また、物価上昇による土木建築工事費の上昇は、工事の担い手でありますゼネコン等の施工業者が、利益を確実に見込める案件のみを選別して受注するといった受注控えの要因にもなっておりまして、仮に土地区画整理事業の収支計画が確立したとしても、工事の担い手が見つからないといった事態に陥る懸念も出てまいりました。これらの状況に対応する一つの手段として、業務代行方式が御提案されたものと認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 理由については、そういうことということで。次に、今回の御提案の核とも言える業務代行方式について、まずはその仕組みについて御説明をよろしくお

願いたします。

○議長（山野井 隆君） 都市政策推進室長、中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。組合施行の土地区画整理事業における業務代行方式について、一般的な仕組みについて御説明いたします。業務代行方式とは、ゼネコンやデベロッパーなどの業務代行者が土地区画整理組合の業務を包括的に一括受注する組合運営方法でございます。工事や調査設計といった支出に係る業務を業務代行者が一括して行うことと合わせて、保留地のあっせんや取得といった組合の収入に係る業務も、業務代行者が契約に基づく責任を持って執り行うものです。この業務代行方式を導入する場合、事業推進体制としては、業務代行者が地区全体の土地利用を主導し、イオンは一土地利用者として業務代行者の傘下に位置づけられるようなイメージであるとの御提案でございました。近年の組合施行の土地区画整理事業において一般的な方法でありまして、事業の確実性の向上や地権者の皆様の安心につながるものであると捉えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今、御説明の中で、業務代行方式については事業の確実性の向上であったり、地権者の皆様の安心につながるといった見解が示されましたが、業務代行方式の——次にメリットについて御説明をいただけますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） お答えいたします。御質問の業務代行方式のメリットについて、事業全体に関するメリットと地権者一人一人に対するメリットを、それぞれお答えいたします。まず、土地区画整理事業全体に対する第1のメリットとしては、契約に基づき保留地の処分が担保されることです。御存じのとおり、土地区画整理事業の事業費は、地権者の皆様から公平に土地を提供していただき、保留地として売却することで賄う仕組みとなっております。これまでの当事業の土地利用者確保の考え方としては、事業協力者が地区全体の一括エンドユーザーであることを前提に、保留地の売却が滞る心配がなかったのですが、このたび事業協力者から土地利用範囲の縮小が提案されました。業務代行方式であれば、保留地の購入者を業務代行者があっせんしたり、業務代行者自身が保留地を購入する責任がございますので、保留地処分の担保が図られる仕組みとなっております。

第2のメリットとしては、施工業者の確保が図られるとともに、工期短縮が期待できることです。民間企業であるゼネコンなどの業務代行者からの観点としては、事業期間が長期化することは収支の悪化につながるため、事業の早期着手、早期完了を目指すこととなります。このため、これまで本組合設立後に土地区画整理事業の実施設計や換地設計を行う想定でしたが、業務代行方式となった場合、設立後に行う想定だったこれらの設計業務を業務代行者の立替えによって、組合設立前に着手することも期待できるものです。これにより、想定どおり令和7年度中に業務代行者の選定に至った場合、これまで説明してまいりました令和10年度から13年度にかけて順次、建築着工が可能となる工程に遅延は生じないことが期待できます。

第3のメリットとしては、業務代行契約を結んだ時点で事業費が確定することです。組合の業務を一括発注することにより、将来の物価高騰や保留地売却計画を包含する事業費が設定されるため、基本的には事業開始後に想定外の収入減や支出増があったとしても対応できることとなります。

次に、地権者一人一人のメリットですが、事業全体に係る第3のメリットと関連しますが、組合が業務代行契約を結んだ時点で事業費が確定することに伴いまして、減歩などの

負担が確定することです。組合施行の土地区画整理事業において最も避けたい事態としては、事業開始後に想定外の収入減や支出増があった際に、追加の減歩や付加金といった現金の拠出を組合員である地権者に求めることだと考えられますが、この業務代行方式であれば、これらのリスクを抑えることが可能となります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 詳しく、ありがとうございます。業務代行方式のメリットについては理解をすることができました。事業の確実性や地権者の安心のためにも、ぜひ前向きに御検討いただければと思っています。

一方で、引受手が見つかるのかといった不安もあるかと存じます。業務代行候補者へのヒアリング調査に取り組んでいるということで、その状況について御説明いただけますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） お答えいたします。ヒアリングの状況としましては、平成29年度に取手市において行いました事業協力者公募の際に、桑原地区の開発に御興味を示していただいた企業のほか、現在準備組合にて発注しております区画整理コンサルタントからの紹介、近隣の事例、茨城県などへの相談を踏まえ、ゼネコンをはじめとした複数の民間企業にお声がけをしているところでございます。ヒアリング先からの反応としましては、興味の深さはそれぞれありますが、桑原地区の開発に御興味を持ってくださっている候補者も複数ございます。今後は、複数回のヒアリングを行い業務代行契約の条件などを整理し、公募要項の作成に進めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。ヒアリングの状況についてお聞きいただき——候補者も複数いるということですので、理解できました。

それでは、ヒアリングを行った結果、見えてきた課題などはあるのか、お聞きします。

○議長（山野井 隆君） 都市政策推進室長、中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） お答えいたします。ヒアリングの中で見えてきた課題との御質問ですが、業務代行候補者側の検討には、少なからず時間を要する可能性がございます。約65ヘクタールに及ぶ相当規模の土地区画整理事業でございますので、業務代行候補者における設計・積算などの検討作業を経て、事業参画を意思決定するためには一定程度の時間を要する見込みです。具体的な検討期間については、今後のヒアリングにおいてしっかりと把握し、適切な業務代行者公募スケジュールを組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。事業の確実性と——地権者の皆様は本当に長い間、待たされておりますので、ぜひとも早期に業務代行者を見つけていただきたいと思います。

次の質問ですが、7月30日に地権者の皆様に対して、事業協力者からの、このたびの御提案の説明があったとのことでしたが、地権者の皆さんの反応をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市政策推進室長、中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） お答えいたします。7月30日に開催されました地権者懇談会での地権者の皆さんの反応としては、一部先ほどの議員からの御質問があったとおり、業務代行者が見つかるのかといった御不安の声もありました。業務代行方式の仕組みについて多数の御質問もありまして、御理解いただいたことと合わせて、業務代行方

式を検討していく準備組合の方針について前向きな姿勢であったものと捉えております。
なお、地権者懇談会の直後には、欠席者を含む全地権者に対し、当日の説明内容と質疑応答を掲載したまちづくりニュースを配布しまして、地権者の理解向上に努めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。ご提案内容については、地権者の皆さんの理解促進が図られたと理解させていただきました。事業の仕組みが変更となる可能性のある提案内容でしたが、事業そのものに対する地権者様の皆さんの意向については、何か変化が生じたりはしてないでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市政策推進室長、中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） お答えいたします。懇談会に御出席された地権者の皆様からは、事業の仕組みのいかに問わず、早期事業化を求める声が上がっており、事業そのものへの参画意向は変わらずに高い水準であるものと感じております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。安心しました。それでは、今後の取組についてお伺いできればと存じます。まずは、これまでの事業推進に係る役割分担を示した3者の覚書ですが、このたびの事業協力者からの提案を受けて、覚書の取扱いについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。この覚書の取扱いにつきましては、当事業の事業主体である準備組合において、現在の覚書の前提となっております事業協力者公募時の事業協力者からのご提案内容と、このたびのご提案内容を精査することと併せまして、業務代行方式への実現可能性を検討した上で、覚書の取扱いを整理し、3者で合意をしていく必要があるものと考えております。繰り返しとはなりますけれども、現段階におきましては、このたびの事業協力者からの提案内容に対する是非の判断を検討している段階でございますので、検討の中で速やかに方向性を定めていきたいと、このように考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。覚書の取扱いと併せて、これまで事業協力者の協力を受けながら取り組んできた調査設計については、業務代行方式を採用することとなった場合、無駄になってしまうような部分はあるのでしょうか。これまでの調査設計の取扱いについて教えてください。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。これまで準備組合の行ってきた調査設計につきましては、事業協力者の協力を得つつも、大規模な集客施設を核とした新市街地を整備することを目的に区画整理コンサルタントが作成し、関係機関協議を行ってきたものでございますので、業務代行方式が採用された場合にも無駄になるものはございません。むしろ、関係機関協議済みの確度の高い調査設計が済んでいるという状況でございますので、これらを引き継ぐ形となる業務代行者からは、そのような評価を得られるものと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。これまでの経緯は無駄にはならず、事業実現に寄与することが分かり安心しました。

最後に、これからの桑原地区のまちづくりの方針となりますが、これまで事業協力者が

地区全体の一括エンドユーザーとなり、にぎわいづくりを牽引していく想定でしたが、このたびの提案により、業務代行者が地区全体の土地利用を主導し、イオンは一土地利用者となる場合、まちづくりの方針は変わってしまうのでしょうか。お答えください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 桑原地区のまちづくりの方針としては、総合計画や都市マスタープラン等の上位計画のほか、平成 29 年度に地権者の皆様と作成した桑原周辺地区土地利用基本構想がございます。この基本構想では、区画整理事業によって整備される大街区に広域圏を対象とした新たな都市型交流拠点を整備し、市の内外から多くの人が集い、当市がさらなる発展を遂げる起爆剤とすることが掲げられています。私としても、この 65 ヘクタールの区画整理事業という規模を最大限活用した、ほかにはない取手市だけの魅力的なまちをつくっていききたい、そのように願っております。このような桑原地区の目指すべき姿について、業務代行方式になったとしても何ら変更があるものではございません。このたび事業協力者の出店範囲が変更となる可能性が出てまいりましたが、事業協力者の商業施設と相乗効果をもたらすような施設の立地が、準備組合、そして事業協力者、取手市の 3 者が望む土地利用でございます。業務代行者の公募に当たっては、地区全体の土地利用のイメージ図の御提案をいただいて、準備組合における審査対象とすることを想定しているところでございます。市としましては、今回、準備組合において前向きに検討していくこととなった業務代行方式という手法については、事業の確実性の向上や地権者の安心や土地利用の実現に大きく寄与する最も望ましい手法である、そういうふうに考えています。早期事業化に向けた検討を着実に前進させるために、引き続き準備組合を全力でバックアップしていく所存でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5 番（杉山尊宣君） ありがとうございます。市長からも答弁いただきましたが、今回、様々な答弁いただきました。市長からも前向きな今回の変更であること、そして地権者の参画意識の低下は見られていないということで、安心をさせていただきました。でも、しかしながら市民の目線からすると、「何も変わってないじゃないか、本当にできるの」なんていうお話も——恐らくほかの議員の方々も聴いてると思います。この答弁をいただい——このたびの執行部の答弁のような認識を持っている方が多くないのが現実だと思います。やはり、市の今後の発展に大きく影響する開発となります。少しでも、ある一部だけでも工事を進めるですとか、仮の事務所を設置する等で示していくことも、できるだけ早い時期にできれば検討していただいて、市民の視線を集めて、理解を深め、開発の機運を高めていくことも、早期実現に向けては重要ではないのかなというふうに考えております。

また、商業施設と新駅の連動による都市整備は、可能性を大きく広げる上で必要不可欠であると考えております。本市においても商業施設の誘致は、単なる買物の場にとどまらず、人口定着や税収増、雇用の創出、若い世代を呼び込む大きな力となるものであり、新たな周辺インフラの充実や、次の段階となる新駅の整備への布石となることを大いに期待をしております。もちろん、昨今の社会情勢の目まぐるしい変化を考えると、同時進行で進められれば本当に一番なんです。新駅は多額の費用がかかることや、事業予測などの課題もありますので、商業施設整備はスピード感を持って進めていただきまして、その成果を次のステップへ必ずつなげていただきたいというふうに思います。市民の皆様の大きな関心事である桑原開発が、夢ではなく現実となって、未来を切り開く起爆剤となるように、今後も力強く推進していただくことをお願いを申し上げまして、私からの一般質問と

させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

続いて、長塚美雪さん。

〔1 番 長塚美雪君登壇〕

○1 番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。今回は、子育て世代の負担軽減と健康支援体制の強化について3点、質問させていただきます。

まず、保護者負担の軽減というのは、家計だけでなく心の負担も軽減することです。取手市が子育てをしっかりと支えてくれているという安心感こそが、保護者の心の負担を軽減し、日々の子育てに前向きに取り組む一助になります。さらにその安心感は、子育て世代がこのまちに定住しよう、あるいは新たに移り住もうと考える大きな理由になります。人口減少が進む中で、子育てするなら取手市という安心と信頼を築くことが、将来にわたって本市の魅力を高め、定住促進につながる重要な戦略だと考えます。したがって、医療費助成をはじめとした子育て支援は、単なる経済的支援にとどまらず、まち全体の安心感を生み出し、住民が誇りを持って暮らせる環境づくりに資するものです。

そこで1つ目、子どもの医療費負担軽減拡充について質問いたします。取手市はここ数年、子育て世代の転入が転出を上回るなど、子育て環境が評価されつつあります。しかし、さらに定住を促進し持続可能なまちを実現するためには、切れ目のない子育て支援の充実が不可欠と考えます。以前、医療費無償化については、ほかの議員から一般質問がなされ、その際の答弁では、財政面に関しては、令和4年度実績の試算で約7,000万円から1億円程度の一般財源が必要。市の見解としては、長期的に安定した制度設計になることを見据える必要があり、国または県に対し、子育て支援の観点から子ども医療費助成制度の拡充に向けた働きかけを行っているとのことでした。私自身も、子ども医療費助成制度を国の制度として創設し、必要とする財源は国が負担するべきであると考えております。しかしながら、近隣の牛久市では、令和7年度4月より未就学児の医療費完全無償化が始まりました。同じ生活圏にある自治体で支援内容に差があれば、子育て世代の移住地の選択に影響するだけでなく、子育て世代が地域に抱く安心感や満足度にも大きく関わります。総務省関連の報道によれば、近年、移住相談が増加している背景には、子育て世代に向けた保育所や公園といった生活インフラの整備、子育て支援制度の充実が定住につながる取組として重要視されてきたことが挙げられています。今後とも、国や県に積極的な働きかけを行っていただくのと並行して、取手市でも将来への投資として、子どもの医療費無償化の検討を積極的に進めていただきたいと思います。現在の市の見解を伺います。

〔1 番 長塚美雪君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの長塚議員の御質問に答弁させていただきます。現在、議員からも御紹介いただきましたが、子どもの医療費につきましては、茨城県と市町村の共同事業であります医療福祉費支給制度——いわゆるマル福制度と、市の独自事業であるぬくもり医療支援事業におきまして、高校生相当年齢——18歳までの医療費の助成を実施しております。いずれの制度も現行では窓口での自己負担の額を、外来の場合は1回600円、月に2回までの1,200円を上限とし、入院の場合におきましては1日300円、月10日までの3,000円を上限としております。県内におきまして、年齢区分や入院外来の別に応じて、自治体独自の制度として自己負担をなしとしている市町村があることは把

握しております。これまで、近隣においてはそのようなところはなかった状況ですが、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、令和7年度から牛久市が未就学児の自己負担額をなしとする制度を開始していることも把握しております。取手市におけます、子ども全体のマル福とぬくもり医療費における自己負担をいただいている額ですが、こちら先ほどもお話あったように、1年間で約7,000万円から1億円程度と推計のほうはしております。子どもの医療費完全無料化につきましては、県内——少なくとも県内で統一された制度で取り組むことが望ましいと考えておりますことから、引き続き県全体での実施を求めてまいりたい、このように考えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 県全体での実施を待っていたら、ただでさえ減少している子育て世代へのアプローチの機を逃し、地域の将来にとって大きな損失となりかねません。議論を始めることが必要だと考えます。

ここで、財源の観点と受診回数の観点から、未就学児の医療費無償化を提案します。子どもにもよりますが、私も2人の子育てをする中で、生まれてから年少さんくらいまでが一番病院に行きました。風邪症状だけでなく、皮膚のトラブル、アレルギー、けがなど、様々な診療にかかります。診断がないと保育園に登園できないこともあります。未就学児の医療費を完全無償化した場合の、市の年間負担額の試算と導入の検討余地について、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。ただいま長塚議員から触れていただきましたように、未就学児、特に多くの医療を要する傾向にあるということは我々も捉えております。健康保険の制度において、医療の適正受診の観点から、少なからず受益者負担を求めることは必要という御意見がある一方で、未就学児は健康保険の自己負担が2割とされております。そちらに着目すると、未就学児の自己負担、特に他の年代と分けて捉えることにも一定の合理性が認められるのではないかと御意見もございます。子どものマル福とぬくもり制度において、未就学児の自己負担の額ですが、制度上、集計対象外となっている600円未満の自己負担、こちらがありますので、正確な数字は難しいところですが、年間約3,000万円から4,000万円と推計しております。市では限りある財源の中で、医療費負担の軽減に限らず、ほかの子育て支援のための施策も含めて、バランスを取りながら持続可能な制度設計を立てる必要があると考えております。未就学児の医療費負担の軽減拡充ということですが、今後、実施の効果と持続の可否を、既に実施している自治体ですとか近隣ほかの自治体の動向にも着目しつつ、子育てにおける経済的な負担軽減のみならず、心の負担軽減策なども含めて、どのようなことが実施可能かどうか、様々な角度から調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 未就学児のみの無償化は、財源は3,000万円から4,000万円との推計ということでした。子どもの医療費無償化は、子育て世代にとって最も分かりやすい安心のメッセージであり、未来への投資です。安心を形にするために、今後の施策の中で御検討をお願いします。

では、2つ目の質問に移ります。次に、5歳児健診導入の進捗について伺います。3歳5か月時健診の後、小学校入学まで大きな健診の機会がないことから、その間の発達や健康の状況を見逃してしまうのではないかと課題が指摘されております。前定例会において一般質問があり、担当課からは、様々な課題を整理しながら、できるだけ早期実現可

能な方法を検討していくとの答弁でした。その後のヒアリングにおいて進捗があったようなので、今回質問をさせていただきます。まず、現在の進捗状況についてお示してください。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。さきの6月議会におきまして、5歳児健診についての御質問をいただきまして、その際に、5歳児健診ワーキングチームの発足について検討し、課題を整理しながら検討していくという旨をお伝えさせていただいております。その進捗状況についてお答えいたします。現在、保健センター・こども相談課・保育課・保育所・教育委員会指導課・こども発達センターが連携する5歳児健診ワーキングチームを6月末に立ち上げまして、令和8年度の導入に向けて準備を進めております。5歳児健診ワーキングチームでは、5歳児健診の実施に必要なリソースの確保に向けた調査を進めており、これまでに2回の検討会を開催し、健診の内容や方法について、取手市のニーズに合った実施方法を検討しております。今後は、9月に第3回目の検討会を開催する予定であり、加えて、医療分野との意見交換を重ね、年度内に具体的な健診プログラム案を策定し、関係者との合意形成を図っていく、このような予定でおります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 令和8年度に向けて導入を検討——導入を進めている——導入の準備を進めているということでした。取手市として5歳児健診を実施する場合、どのような運営を想定しているのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） それでは、お答えさせていただきます。5歳児健診につきましては、国から実施要綱が発出されており、健診体制や必要な健診項目が指示されておりますので、その内容を踏まえながら実施したいと考えております。具体的に申し上げますと、令和8年度は、医師及び保健師、心理士等がチームを組んで地域の保育所を巡回し、現地で健診を行う巡回方式による5歳児健診を検討しているところでございますが、今後、医療機関と調整を進める中で、1会場を拠点とする集団方式も併せて検討する必要があると考えております。したがって、現時点で検討しております巡回方式での内容を御説明させていただきます。令和8年度は、公立保育所4か所に限定しましたパイロットプログラムでの試行的な実施を検討しており、実際の運営における課題を抽出し改善を図りながら、段階的に対象施設を拡大する準備をしていきたいと考えております。また、巡回方式による運営プロセスにつきましては、保健師、保育士、心理士による事前カンファレンス、計測、健診前チェック、その後の医師による診察、判定、健診をカンファレンスによる総合的判断のプロセスを経て、後日、保護者への健診の結果を通知し、必要な方へ保健指導や専門相談へつなぐ流れを実施し、検証していきたいと考えております。なお当日、保育所で健診を受けられなかった児につきましては、保健センターを会場とする集団健診方式にて健診を実施してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今、巡回方式と集団健診方式も検討されているということで、公立保育所については巡回方式ということでした。少し調べてみると、巡回方式の場合は、いつも通っている保育所・幼稚園等で慣れた環境で健診を受けられるということで、集団行動の場면을観察でき、子どもたちも緊張や不安が軽減されるため、言葉や行動の観察も自然な状態で行えるということがメリットとして挙げられるのかなと思います。

次に、健診の実施、その後の支援に当たって、医師会をはじめとした多方面の連携が不

可欠であると考えます。市として、どのように関係機関と連携を検討しているのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えさせていただきます。5歳児健診を効果的に実施するためには、関係機関との連携が重要です。この5歳児健診では、子どもの発達の課題だけではなく、遊びや人間関係の豊かさ、子どもと家族のつながり、生活リズム、食習慣、運動習慣などの確認を行います。適切な生活習慣を身に付けるための健康教育は、保健指導を行うほか、発達に課題があると判定された児については、就学前までに必要な支援につなげることが必要となります。まず、保育所・幼稚園等につきましては、子どものふだんの様子や家族のつながり等をよく把握しておりますので、事前に保育所等と十分な調整を行い健診に臨みたいと考えております。また、医療機関及び医師には、当日、健康診査を行うだけではなく、保育士への関わりへのアドバイスや、子どもの特性に合わせた専門医を紹介していただくなど、その役割は極めて重要になりますので、取手市医師会を通じ地域の医療機関との連携を強化していきたいと考えます。そして、医療、保健、福祉、教育分野との連携体制については、既に機能として支援体制が組まれております取手市児童発達支援システムを有効活用していきたいと考えております。保健センター、こども相談課、教育委員会、こども発達センター、保育所が連携するこのシステムにより、子ども及びその保護者に対し、地域での支援体制が行えるものと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 支援に必要なシステムの構築は、もう既に構築されているということで心強く感じております。次に、専門職の確保についてです。5歳児健診に当たっては、全国紙に、専門職の確保が難航していると報じられております。取手市においても同様の課題が想定されますが、専門職確保に向けてどのような対応策を検討しているのか、お示ください。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えさせていただきます。5歳児健診では、児童の成長や発育を診察するだけではなく、社会的な発達の状況を把握し必要な支援につなげることになります。既に5歳児健診を行っている市町村からは、3歳児健診では気づかれなかった、発達障がい等疑いの所見が認められる児も一定数いるという報告も出ております。また、国が示す要綱においては、この5歳児健診を実施する者として十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理職を充てることや、健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止が図られるよう十分留意した指導を行うこととあります。5歳児健診の奥深さと、円滑な健診を実施するための医師や保健師、臨床心理士などの専門職の確保が重要な課題となっています。医師の確保については、取手市医師会をはじめ市内医療機関を通じ協力を依頼することで、医師の確保につなげたいと思います。また、市の専門職の確保については、例年、翌年度以降の募集について、人事担当課と協議しながら進めています。これらの取組を通じて専門職の確保を進め、5歳児健診が安定的に実施できる体制を整えていくことを目指したいと考えます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今、いろいろな職種の方を御紹介いただきました。実際、5歳児健診を実施するときに何人体制で研修を行う予定なのか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。5歳児健診を実施するに当た

っては、大体 10 人程度の人数——スタッフが必要と考えております。医師 1 人、心理士 1 人、保健師は 5 人体制で当たるようになるかなと考えております。当日の会場で、医師の問診のほかに、スキップをさせたり——スキップができるか、あとは、しりとりができるか、あと、指と指を合わせてこういう行動が取れるかとか、幾つか確認事項がありますので、5 歳児のお子さんが集中してできるように体制を組む必要がありまして、このような人数規模になるかと考えております。中でも、準備から実施までの主体となる保健師のほうの確保が課題となると思いますので、人事担当課と協議を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1 番（長塚美雪君） 5 歳児となるとなかなか、お話も聞いているようで聞いてくれなかったり、難しい面もあると思います。まずはマンパワーが必要だということがよく分かります。こども家庭庁は、令和 10 年度までに全国での 100% 実施を目指しております。必然的に各自治体、専門職の確保に動いてくると争奪戦にもなり得ます。安定的な 5 歳児健診が実施できるよう、できる限り早期に専門職の募集を強くお願いします。

最後に、今後の導入に向けたスケジュールです。公立保育所 4 か所から始まり、段階的に対象施設を拡大とのことでした。どのように検討しているか、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えさせていただきます。令和 8 年度は試行的な実施を視野に入れ、対象を公立保育所 4 か所に限定したパイロットプログラムでの実施、令和 9 年度は、市立保育所 9 か所を加えた 13 の施設での実施、令和 10 年度には市内全保育所、約 30 施設での実施を目指しております。今後、段階的に拡大していくことにより、実際の運営における課題を抽出し改善を図ることで、令和 10 年度の市内全保育所等での円滑な実施につなげたいと考えています。引き続き関係機関との連携を強化して、令和 8 年度に 5 歳児健診を実施するため、着実に準備を進めていく方針です。なお、令和 10 年度の本格実施に要する経費については、概算で事務費、報償費など約 500 万円程度を見込んでおりますが、国からの補助を活用しつつ適正な予算措置を講じてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1 番（長塚美雪君） 令和 10 年度には 100% 実施ということで、まずは専門職の確保とそれに付随する予算、しっかりよろしくお願ひしたいと思います。ヒアリングの際に、子どもたち一人一人の事前のカンファレンスがとても重要だということを伺いました。乳幼児健診の情報、問診票の回答や保育所等の情報、それらを丁寧に共有することで、医師の診察、その後の支援をスムーズに導くことになりましたというふうに伺っております。子どもたち一人一人の成長を支えたいという保健師の方々の皆さんの思いが、すごく伝わってきました。既存の健診等も行われている中で、時間と人員を多く必要とする作業です。5 歳児健診は子どもたちの発達・健康の課題を早期に見つけ、必要な支援につなげることで、本人にとっても御家庭にとっても大きな安心につながる取組です。制度や仕組みの議論ももちろん重要ですが、最も大切なのは、子どもたち一人一人の成長を支え、保護者の不安に寄り添う視点だと思います。引き続き、子どもと保護者に優しい 5 歳児健診の実施に向けて、着実に検討を進めていただきたいと思います。

では、3 点目の質問に移ります。隠れ教育費の負担軽減です。義務教育は無償とされておりますが、小中学校に通う上では、授業料以外に多くの費用が保護者の負担となっております。具体的には、制服や体操服、上履きといった学校指定用品、絵の具セットや習字道具、リコーダー、家庭科の裁縫道具などの学用品、さらにドリルや資料集といった副教

材費が挙げられます。また、遠足や修学旅行などの学校行事費、部活動で必要となるユニフォームや大会遠征費なども含まれます。昨日、6年生の息子が修学旅行の実施案内を持参してきました。旅費は3万円、お小遣いは7,000円以内。お小遣いの上限金額に、正直ちよつとぎょつとしました。自由昼食が1回設けられているということもありますが、観光地はインバウンド需要により価格が高騰しているのです、飲食やお土産を含めると、ある程度のお小遣いが必要になります。このように、いわゆる隠れ教育費が静かに家庭を圧迫しております。こうした経済的負担は、家庭がもう一人子どもを育てたいと思う気持ちにも影響しかねません。保護者同士の会話では、子どもの希望する習い事や学校に行かせたい、体験をさせたいという声を多く聞きます。A Iやデジタル化が進む時代に対応できるよう、子どもに多様なスキルや体験・学びの機会を提供したいと考えるからこそです。そのための塾や習い事、I C T教材などの費用も必要となり、経済的な不安を感じる声が増えています。教育委員会として、こうした子育て世代の経済的不安や負担をどのように受け止めているのでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 長塚議員の御質問に答弁をさせていただきます。子どもを育てるということは、子どもの成長を間近に感じられることであるとか、笑顔であるとか、言葉であるとかに愛情を感じるという、こういった喜びは親御さんにとって何事にも代えがたいものであると思っています。ただ一方で、やっぱり教育には——子育てには、保育費であったり教育費であったり医療費であったり、何よりも日々の生活費というものの負担がやはり大きく影響するのかなということも考えています。特に昨今では、教育の高度化であったり物価の高騰、こういったところがあってその負担が一層重くなっていると、そういうことは認識しているところです。このことが子育て世代の生活の安定を脅かす要因として、少子化の一因と指摘されていることもございます。実際、小中学校におきましては、授業料や教科書など、こういった費用は無償でございますけれども、先ほどお話がありました修学旅行や遠足の費用、あるいは制服や体操服などの費用は、保護者の皆様に御負担をいただいているところでございます。文部科学省の調査によりますと、子育ての不安要因で一番大きいものが、この経済的負担の増加が最も大きいと示されています。物価が高騰する昨今、このような子どもの教育にかかる見えにくい負担——いわゆる隠れ教育費は、保護者の皆様にとられましても大きな負担になっているものと感じています。本市としましても、この負担を軽減する多角的な取組を進めていくことが重要であると捉えています。教育委員会におきましても、これまでも学校と相談しながら、子どもたちが使用する学用品の購入などを中心に、隠れ教育費の負担を軽減する取組を行ってきたところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 市では昨年度、彫刻刀、算数セットを各学校に配備していただきました。息子と娘の使い終わった算数セットが引き出しにずっとしまっている状況を鑑みると、経済的にも環境的にも大変評価できる取組であると考えます。各自治体、様々な隠れ教育費の負担軽減に取り組んでおり、本市のように道具の配備から購入費補助、修学旅行費補助など様々です。今回は、様々な隠れ教育費の中でも、学校指定用品の緩和として、制服と体操服について質問します。毎年、冬頃になると話題に上がるのは、中学校入学準備による出費です。制服や体操服は一般的な衣料に比べて割高であるにもかかわらず、指定品であるため選択する余地がほとんどありません。その結果、家庭にとって大きな出

費となり経済的負担が増しています。実際に、子どもの進学時に最も負担を感じる費用の一つが制服代であるという声も多く聞かれます。体操服に至っては、小中学校ともに成長による買換えも必要です。制服や体操服の負担軽減については、教育委員会はどうにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。学生服や体操服は、各学校の伝統や特色を反映したものでもあります。特に学生服は単なる衣服ではなく、各学校の教育理念や文化、そして地域性など、特色ある学校教育を象徴する重要な要素でもあります。制服のデザインや色彩には、学校が大切にしている価値観や歴史が反映されており、生徒のその一員であることへの誇りと帰属意識を育む効果がございます。また、学生服は、学校という共同体の一員であるということの自覚を促し、協調性や公共性を育てる教育的効果が期待されます。さらに、各学校における制服の違いは、地域社会においても重要な役割を果たしております。通学中の生徒が、どの学校に所属しているかが一目で分かることにより、地域の見守り活動や防犯対策においても有効であるとの御意見をいただいているところでもございます。一方で文部科学省からは、学生服等の学用品の購入については、保護者等の経済的負担が過重とならないように留意することと通知されています。学生服は量販が難しいため、どうしても価格が高くなり保護者にとって過重な負担になることは認識しております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 指定である特性、メリットはあるけれども、負担についても認識していただいているということです。先ほど、「指定品であるため選択の余地がほとんどありません」と述べました。ということであれば、選択制を導入してはどうでしょうか。まず、買い換える頻度が高い体操服。保護者からは、暑い季節なら接触冷感等の機能性、通気性のよいTシャツやズボンが売っているから、そちらのほうが品質がよく、値段も変わらずか安いとの声が上がっています。そこで、体操服は色のみを指定し、シンプルなデザインであれば指定のものに限らないといった、柔軟なルールを設ける選択制にしてはいいかがでしょうか。

次に、体操服については、市単位で標準服を導入する動きが全国的に広がってきています。標準服とは、学校が特定のデザインやブランドを強制する制服とは異なり、色や形の基準だけを定めた共通の服装を指します。指定制服と違い、量販店やネット通販でも購入できるため、比較的安価にそろえられます。学校を問わないため、リユースもしやすくなります。今年度、千葉県柏市と鎌ヶ谷市が標準服を導入しました。鎌ヶ谷市が一斉に切り替えたのに対し、柏市は選択制を導入しております。

資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 柏市についてお話ししますと、令和5年度に検討会議を開き、今年度から21校全てで導入されました。既存の制服に加わるもう一つの選択肢として導入が決まった目的は、多様性への配慮、寒暖対応や衛生面等の機能性の向上、制服のリユースのしやすさとなっております。既存の制服でも、お下がりの学ランやセーラー服もオーケー、新たに購入した学ランやセーラー服もオーケー、またリボンやネクタイで学校が分かるようにもなっております。そして、標準服を導入後の各学校の選択状況です。ほとん

どが学ランやセーラー服だったため標準服を選択する学校が多いんですが、参考までに、この黄色で囲った枠、ここがもともとブレザーだった学校でも標準服を選択している学校になります。柏の葉中学校は歴史が浅いということもあり、既存の制服を選ぶ生徒が多かったそうですが、大津ヶ丘中、高柳中に関しては、ブレザーであっても標準服を選んでいくという結果となっております。既存の制服を廃止ということではなく、標準服を導入し、生徒や保護者の選択の幅を広げる点については、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。議員から御提案いただいた学生服や体操服の統一基準服、これらを導入し保護者の皆様の経済的負担を軽減するという点に関しましては、その趣旨に深く共感するものでございます。近年、物価上昇や子育て世帯の多様な事情を踏まえ、教育現場におけるコストの見直しは重要な課題であると認識しております。しかしながら、現時点で市内全校において制服や体操服の基準服を一律に導入し、既存の学生服や体操服等を選択制にするということに関しては、幾つか課題がございます。学校における学生服や体操服の選定や見直しについては、何よりも主役である生徒の意見を最重要視し、その他、保護者・学校運営協議会・地域の方などの意見を取り入れながら、最終的には学校長の権限で決めることになってございます。各学校はそれぞれの教育方針や地域性・歴史的背景を踏まえて制服を選定しており、生徒の帰属意識や学校文化の形成にも深く関わっております。これらを一律に変更したり新たな制服を導入することは、学校現場や生徒・保護者・学校運営協議会・地域の方など多くの皆様の理解と合意を得る上で慎重な対応が求められると考えております。また、学生服や体操服の仕様や価格については、実際現在でも一部の学校において、生徒や保護者・地域の方等の意見を踏まえながら見直しを行っている、そういったところを進めている学校もございますので、その協議の中では、保護者の負担軽減の視点それから多様性、そういったところも踏まえて慎重に検討されているところでございます。教育委員会としましては、この学生服や体操服の保護者の負担軽減に関しまして、御提案いただいた意見なども校長会に伝えながら、そのほかの取組も含めて、どのような取組ができるか一緒に考えてまいりたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 学校の特色、歴史的背景ということなんですけど、柏市でちょっとヒアリングを行ったところ、あくまでも選択肢を増やすということなので、そもそもその議論にはならなかったということをお伝えしておきます。

では、すぐにできる保護者負担軽減としてリユース事業があります。柏市の標準服導入は、リユースも視野に導入したとのこと。新たに大きな予算を必要とせず、現実的で実行しやすい対策ですが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。ただいま御提案いただきました学生服や体操服のリユースにつきましては、環境負荷の軽減、当然、家庭の経済的負担の軽減、そして地域の支え合いというような促進という観点から、非常に有意義な取組であると認識しております。リユース事業につきましては、卒業や成長で着られなくなった学生服や体操服、これらを引き取り、必要としている世帯に提供する仕組みだと認識しております。学校が主体として行っているもの、PTAが行っているもの、またNPO団体や民間企業などが行っているもの、さらに全国的には数は多くありませんが、独り親

世帯や就学援助世帯などに対して自治体が行っているものなどがあると理解しているところでございます。このリユース事業のメリットとしましては、資源の有効活用や保護者の負担軽減が挙げられます。学生服メーカーが、小中高のお子さんを持つ保護者に対して行った意識調査では、学生服、体操服のリユースに対しましては、学生服については8割以上、体操服については7割以上の保護者が肯定的な回答を行っているというデータもございます。学生服、体操服は学校生活の間に着続けられるように、一般衣料に比べては耐久性などに優れたものが多く、卒業時にまだ着られる状態であることから、学校やPTAなどが寄附を募り、その学校の児童生徒に無償で譲る活動が行われているところです。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 1点、お伺いします。取手市においてリユース事業を行っている学校はありますか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。本市におきましては、現在リユースの取組を行っている学校は、小学校で5校、中学校で2校、計7校でございます。また、実施している7つの学校全て、PTAが主催として執り行っているとのことです。どの学校でも、学年末に卒業生から無償で提供を受けたり回収をしたりして、翌年度のPTA行事で希望者に無償で提供しているというような状況でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 昨今、PTAも民営化が進んでいる中、持続可能な取組も必要ではないかと考えます。取手市が主導してリユース事業を行っていくということは、お考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。教育委員会としましては、現在、自治体で運営している事例が非常に少ないこと、また何よりも学校のPTAで今行っているという状況を考えますと、慎重に考えていく必要があると思っております。まずは、現在、学校で、PTAで行っているリユースの取組を各学校に紹介して、各学校においてPTAや、そういったところで工夫をしながら積極的にリユースに関する取組を実施していけるよう、働きかけていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） リユース事業は、保護者負担軽減だけではありません。思った以上に成長して制服が小さくなった生徒——3年生になるとちょっと小さめの制服を着ている生徒が多いと思うんですが、買うことが難しいと諦めていることも、リユースであれば体に合わせた制服を着ることができます。そして、子どもたちにも関係があります。取手市ではサステナブル学習プロジェクトを行っています。伝えるだけではなく、子どもたちに一番身近な制服や体操服をリユースしていく循環を示すことで、物を大切にする心をさらに育める一助になるのではないのでしょうか。環境を推進する市としてリユース事業の実施を強く求め、この質問を終わりにします。

それでは、2項目め、取手グリーンスポーツセンターの競技種目拡大と地域経済効果についてです。本施設は、市民の健康づくりや交流の拠点として、大変多くの方に利用されております。来館者数は約32万人と、市内体育施設の利用者数に占める割合は約7割となっております。土日は様々な大会が開催され、夏季はプールでにぎやかになり、選手だけでなく観戦者、親子連れ、多くの方に来館をいただいております。駐車場の車を見ると、様々な地域からということも伺えます。しかしながら、近年はスポーツの多様化が進み、

子どもから高齢者まで幅広いニーズがある中、現行の施設だけでは十分に対応し切れていないという声もあります。一方、周辺自治体では、総合的なスポーツ拠点を整備し、市外からの利用者と大会や合宿を誘致することで地域経済の活性化、交流人口の増加につなげている事例も多く見られます。

資料をお願いします。

〔1 番 長塚美雪君資料を示す〕

○1 番（長塚美雪君） スポーツ庁において令和 6 年度、地域の核となる新たなスポーツ施設の在り方が検討されました。背景にあるのは、高度経済成長期に建てられた多くの施設は老朽化し、体育館等の改築が大量に生じていく中、地方自治体の財政負担を軽減するため、改築や集約化などの施設のストックマネジメントの適正化の必要性が高まっている点です。加えて、少子高齢化等を背景に、住民がスポーツに求める意義は、個人の健康増進から住民との交流によるコミュニティ形成など、ニーズの多様化が進んでいる状況です。では、地域の核となる新たなスポーツ施設というのは、地域課題や住民ニーズを踏まえて、黄色のように多様な価値を提供している施設となります。現在の来館者数を生かし、またそれ以上の交流人口を増やすことで、地域経済効果をもたらす施策が必要ではないでしょうか。取手市としても、今後のまちづくりや市民サービスの向上の観点から、多種多様なスポーツに親しめるスポーツ設備の整備を提案します。ただし、本市のマスタープランには、緑に囲まれた環境と景観の保全が明記されており、この理念を大切にしながら検討することが不可欠です。全面的な開発ではなく、緑と調和した形で、市民が自然を感じながらスポーツや健康づくりを行える拠点にしていくことが重要です。そこで、伺います。老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れ、人口減、少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に応じ、持続可能なスポーツ施設を段階的に整備していくお考えはあるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 長塚議員の御質問にお答えさせていただきます。現在、T A C 取手グリーンスポーツセンターは豊かな自然に囲まれ、広大な敷地の中、体育施設のほか柔剣道場・弓道場及びトレーニングルーム・屋内プール・遊水プールを備えた年間約 32 万人の来館者数を誇り、市内外の皆様に親しまれている施設となっております。また、指定管理者制度を導入しまして、指定管理者の自主事業により様々なスポーツ教室やイベントなどを開催し、利用者の拡大を図っているところでもございます。種目拡大につきましては、T A C 取手グリーンスポーツセンター周辺は、健康づくりやスポーツ、レクリエーションの機能も有する緑の拠点として、斜面林と一体となった良好な環境と景観の保全を図っております。しかしながら、起伏の激しい地形という条件の中、限られた敷地の中で現状の施設配置があり、また近隣には取手医師会病院や緑寿荘もありますので、すぐに増設するような対応は、なかなか課題が多いかと考えております。また、T A C 取手グリーンスポーツセンターは、オープンから 30 年以上が経過しておりまして老朽化が進んでいることから、維持管理や修繕にかかる費用が増大している状況でもございます。市といたしましては、現在の施設において、市外からの利用者も含めた利用者増を図るために工夫をしつつ、安全かつ安心して御利用いただけるよう適切な維持管理に努めているところでもございます。また、市内にはT A C 取手グリーンスポーツセンターのほか、F U Y O U アリーナ藤代（藤代武道場）、高須体育館、取手緑地公園等にはテニスコートのほか、野球場・サッカー場といった多くのスポーツ施設を市内各所に配置しております。市民の方々が自宅近くの施設を利用できる、日常的にスポーツに親しみやすい環境を提供してい

るところでもございます。

議員ご指摘のとおり、スポーツ施設の整備は、市民の健康増進や地域活性化に寄与するだけでなく、施設を充実させ利用者を増やすことで経済効果を生み出すことは重要な施策であると認識しています。教育委員会といたしましては、総合的なスポーツ施設の整備について、現状の施設の維持管理を優先しつつ、将来的な計画の中で施設の大規模修繕等を含め、財政状況・利用状況・地域ニーズに応じた多角的な検討を行い、今後も先行事例に係る調査研究を進めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今ご答弁された将来的な計画ですが、取手グリーンスポーツセンターは令和10年に大規模改修の実施設計、令和11年に工事のスケジュールとなっております。ぜひそのタイミングで複合化・多機能化、拡充を市民ニーズに応じて様々検討していただきたいと思います。マスタープランにおいては、取手グリーンスポーツセンターを含めた西部地域は、健康及びスポーツの拠点として機能強化をする必要があると明記されております。

最後に、お伺いします。政策的な観点から、スポーツを軸とした地域経済の効果についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策的な観点からということでございます。まず公共施設全般についてなんですけれども、こちらは今、公共施設等総合管理計画に基づいて、長寿命化ですとか大規模改修といったところに取り組んでいるところでございまして、今、議員からもございましたけれども、スポーツ施設においても例外ではなくて、やはり大規模改修などを行いながら使っていくという方針となっております。また一方では、今後整備していく公共施設というものについては、複合化とか統合、または集約化といったような考え方が大切な要素となっていくというふうに考えられております。これは、これからというか、近年整備されてきているウェルネスプラザなどの公共施設においても言えることだと思います。そういった集約を図っていくということについては、1つだけの目的ではなくて、いろいろな機能をその施設に入れていくということです。利便性ですとか効率性の向上、そういったものは図れる面も確かにあると思います。一方で、1か所に全部集約してしまったほうがいいのか、市内のある程度のエリアにあったほうがいいのか、そういったようなバランスもあると思います。そういったことを含めて、常日頃からしっかりと考えていけるように、部署を越えた情報共有ですとか、横串を刺した検討というものができるとような仕組みを確立していくということが大切かなというふうに考えております。いつということは申し上げられませんが、いずれ市内の各公共施設、再整備ですとか改築というものが必要となる時期が参ります。そのようなときに備えてしっかり取り組んで、最適な選択をして、より魅力ある公共施設となるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 1番は市民ニーズと、あとはやはり持続可能な市を運営していくだけで——持続可能な本市を運営していく上で、様々な検討だったり最適な選択をしていただいて、このスポーツ施設についても御検討いただければと思います。駅前開発でにぎわい、桑原開発では活力、そしてスポーツを核に調和を創出して、地域全体の活性化に向けた施策のさらなる推進を強く求めまして私の一般質問を終わりにします。答弁いただい

た皆様、ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、長塚美雪さんの質問を終わります。

13 時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、海東一弘君。

〔7 番 海東一弘君登壇〕

○7 番（海東一弘君） 創和会の海東と申します。よろしくお願い申し上げます。大きく分けまして2点、通告をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。まず1点目、郷土愛を育む事業につきましてお尋ねいたします。最初にお尋ねしたい内容が、通告1番目の理念についてでございます。中村市長の所信表明では、「地域への誇りや郷土愛を育み、このまちを好きになってもらいたい。そのためには、このまちの歴史・文化・自然などをはじめとした魅力を知ってもらうことが何よりも大切です」と述べられています。現在、本市におきまして、この郷土愛に関わります様々な施策等が考えられていまして、事業が展開されています。この事業展開におきまして、大きな方針や考え方という理念に基づきまして御検討が進められているものと存じますが、市のほうでは、どのようなことを期待して、また想定をして、この取手の誇りや郷土愛を持ってもらいたいと検討されているのか。このまちに誇りを持ち、郷土愛を育むことにより、その先に描かれている具体的なイメージなどはどのようなもののでしょうか。まず、市の理念につきましてお尋ねします。よろしくお願い申し上げます。

〔7 番 海東一弘君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 海東議員の御質問に答弁いたします。郷土愛ということでございます。私考えますのは、一口に郷土愛と申しましても、その捉え方というのは人それぞれだと思っております。人それぞれ、どこにどういった感情を持つのかというところがあると思います。例えば今の時期、市内各所で見られる田んぼの稲穂が実る風景ですとか稲刈りをする風景、そういったものは取手の田園風景ということで魅力の一つだと思いますけれども、この取手市に生まれ育った方にとっては、それはまさにふるさとの原風景というふうに映るかもしれません。一方で、仕事や家庭の都合で、よそから転入をされてこられた方々にとっては、その風景は自分が幼いときを過ごしたふるさとの原風景を連想するものであったり、あるいは以前——前に住んでいたところでは見ることはできなかった自然の風景、いろんなふうに印象が変わってくるものだというふうに思っております。そのように、同じ風景の中であっても、人それぞれ、どこに魅力を感じるかというのが違うということがあると思います。そんな中、市では、とりで未来創造プラン 2024 に基づきまして各種事業を展開している、その中に魅力の創造と発信ということを政策の柱の一つとして掲げまして、アートによる市の魅力創造、動画による魅力の発信といったものに取り組んでいます。市内には、アートのオブジェや文化財など、いわゆるメジャーなものから、町なかや郊外の素朴で見落とされてしまいがちな風景といったものまで、市民それぞれの方々が、それぞれの視点で市の魅力とを感じるものがあふれているというふうに思います。それぞれが感じる市の魅力をその市民の方が自ら発信していただけるように、ほどよく絶妙とりでサイト、こちらの運営ですとか、それから昨年度からはファンクラブの活

動も始めております。このファンクラブでは、会員同士の親睦を深めるファンクラブイベントというのも実施をしておりますして好評をいただいていると。こうした情報の発信、ウェブ上だけではなくて人と人の直接のコミュニティー、こういったものを見ておりますと、この取手に暮らす人々というのも、大きな市の魅力なのではないかなというふうに感じるころでもございます。中村市長の「住み続けるほど好きになる街をつくる」という思いの中には、この人のよさというのも含まれているというところだと思います。市の未来を担っていく子ども・若者たちに、愛郷心を持ってほしいということを強く願っているというところでもございます。今後も各種まちづくりの基本方針の下、市長の掲げる理念を踏まえて、目指すまちの未来の実現に努めていきたいと考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。具体的詳細なところのお話をいただけたと思います。ただいまお話がありましたように、それぞれ皆様、取手の皆様、それから取手に来ようと考えられている皆様、皆様それぞれ物の見方、考え方、価値観が違うのかなと思います。そういった中で理念を、しっかりとした方針であったりですとか、お考えの下で様々な施策も考えられまして、事業展開されているんだと、そのように受け止めさせていただいたところであります。

私も取手に生まれ、取手に育てていただいた1人でございます。この取手が大好きでありまして、一生取手に住み続けたいと考えている1人です。郷土愛を育むことによりまして、もっともっと取手が好きになってもらったりですとか、これまで以上に毎日の生活が楽しくなったりですとか、より一層の幸せが訪れるのではないかと、たくさんの方が考えられます。そのような中で、郷土愛を育む一つの方策としまして、キャッチコピーというものがあると考えます。先ほどお話をいただきましたけれども、「ほどよく絶妙とりで」というメインのキャッチフレーズが本市にはあると思います。私は民間企業に勤めておりましたせいか、キャッチコピーにつきましてはとても重要と考えております。人を引きつける——人を引きつける、愛着を持ってもらうなどの、その会社や商品などにキャッチコピーをつけまして、販売につなげていくというものであると考えます。各自治体におきましても様々なキャッチコピーがありまして、その自治体の象徴、シンボルのようなものになるのではないかと思います。また、自治体選びの判断材料につながるのではないかと考えております。

大阪府枚方市では、なかなか「ひらかた」と読んでいただけないということで、「住んでくれるなら、マイカタでもいい。」という、枚方市の定住促進のキャッチコピーであるようですけれども、自虐的なコピーとしてという内容で載せられていました。各自治体におきまして様々工夫をされましてこのようにされていると、そのように感じたところでもございます。本市のほうでは、このキャッチコピーというものはどのように位置づけられていましてお考えになっているのか、この点につきましてお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 海東議員の御質問に御答弁いたします。キャッチコピーの有効性についてでございますが、ブランドメッセージやキャッチコピーは、地域の名前や特徴を広く認知させる役割を果たしており、短く覚えやすいフレーズは観光客や企業・住民に対して、その地域を印象づける効果があるものと思っております。本市は、「ほどよく絶妙とりで」をブランドメッセージに掲げ、全てにちょうどよく手が届くまちとして、様々な取手の魅力や施策を戦略的に展開しているところです。ほどよく絶妙とり

でに込めた思いや狙いは、市民にとって自分の住む地域への愛着を持ってもらうこと、市外向けには取手市に憧れを持ってもらうことであり、市内外を問わず高い評価をいただいているところです。現在、ブランドメッセージが入ったロゴマークを使用した市の啓発品や市のイベントなどの配布物・ポスターなどに活用していただいております。ほどよく絶妙とりでは、取手市のブランドメッセージとして市民と共に作り上げた成果でございます。市の魅力を内外に伝える重要な要素として定着しております。市では今後も引き続き、このメッセージの強化と応用による魅力発信活動を展開していきたいと思っていますところです。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。ただいまのブランドメッセージというお話をいただきました。やはり本市におきましても、このほどよく絶妙とりでというものは非常に大切なところであると、そのように位置づけられていると、そのように感じたところでございます。この本市におきましてメインのキャッチコピー「ほどよく絶妙とりで」、こちらになりましたそれまでの経緯であったり理由でなどでありましたり、どのようにしてこのほどよく絶妙とりでが決まっていたのか、こちらにつきましてお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

魅力とりで発信課副参事、星 芳宏君。

○魅力とりで発信課副参事（星 芳宏君） 海東議員の御質問に答弁いたします。ブランドメッセージ「ほどよく絶妙とりで」の決定の経緯についてですが、平成28年度に、様々な分野で活躍される市民の方々や公募で参加された方々、市職員など28名による市民協働のワークショップを合計3回開催し、ブランドメッセージが策定されました。ワークショップでは、取手の魅力や取手市はどんなまちなのかを表すフレーズについて話し合い、結果、参加者が共通して感じていた取手は、ちょうどいいまち、ほどよいまちというイメージと、応用しやすく、様々な取手の魅力を説明できる「ほどよく絶妙とりで」に決定いたしました。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。理解することができました。ただいまのお話で、平成28年に決まったというお話があったと思います。このほどよく絶妙とりでが採用されまして、約10年が経過しようとしているところだと思います。10年一昔と言われることもありますけれども、当時の状況と現在とでは、社会情勢なども変化していると考えます。その当時はよかったとしましても、10年が経過しますと、目新しさであったりですとか新鮮さが失われてしまったり、ずれてしまっていたり、見直しや検証などが必要になってくるのではないかと考えます。これまでに、ほどよく絶妙とりでをリニューアルしたりですとか、サブタイトルをつけてみるとか、または全く新しいキャッチコピーにする検討など、そのような検討また検証などはありましたでしょうか、その点につきましてお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 海東議員の御質問にお答えいたします。このほどよく絶妙とりでのブランドメッセージなんですけれども、市といたしましては、今後さらに、このブランドメッセージを定着させていきたいというふうに考えております。先ほど、部長からも答弁ありましたように、市民の皆様に一層の愛着を持っていただけるように、昨年、ほどよく絶妙とりでファンクラブを創設いたしまして、新たな取組を進めているところでございます。実は先日、取手記者会定例記者会見を開催いたしまして、そのときに大

手新聞社の記者さんがちょっと異動されるということで、そのとき御挨拶をいただいたときに、取手は非常に住みやすいまちであると。今まで記者生活でいろんなところ全国を——もともと関西圏の方なんですけども、転々とされていたんですけども、もうベストスリーに入るぐらい取手市は住みよいまちで、さらに、この「ほどよく絶妙とりで」というものは、取手市の特徴を言い表した非常にいいメッセージですねという、非常にお褒めの言葉をいただきました。こういったことも含めて、多くの方からそういう高評価をいただいておりますので、これを引き続き、議員の皆様にも市民の皆様にも応援していただける機運を高めていきたいと考えており、当面はリニューアルはせずに、このメッセージを基に継続的な発信・浸透を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。理解できました。高評価をいただいているというお話がありました。もっともっと定着を進めていきたいというお話もいただいたところがありますけれども。しかしながら、まだまだ定着していないところ——方々もいるのではないかなと考えています。地域の方々や地域の子どもたちに、「取手のキャッチコピーは？」と聞いてみましたが、なかなか出てこないということがありました。出てきたとしても、しばらく考えまして、「ほどよい何とか」とか、そういった答えが多くありました。ほどよく絶妙とりでが浸透されていないように感じました。せっかくすばらしいキャッチコピーがあるのに、浸透されずに——世に出ずに眠ってしまっている状態ではないかなと、そうしますともったいないなと、そのように感じるところでございます。

ほどよく絶妙とりでをさらに広げていくためにということで、次の質問でありますけれども、広告グッズ等の販売や配布などが効果的ではないかと考えます。例えばですが、ほどよく絶妙とりでステッカーをバス事業者さんや鉄道会社・タクシー事業者さんの車両に貼っていただいて、それで走っていただいたりですとか、市内の児童生徒に缶バッジを渡しまして身につけてもらったり、そういった方法——ほかにも方法があると考えますけれども、この缶バッジにつきましては、あるとき自衛隊コンサートの受付の案内のお手伝いをさせていただいたことがありまして、自衛隊の缶バッジをそのとき頂きました。自衛隊の方が——自衛官の方が、自衛隊の缶バッジがとても人気があつてという話をされていらっしました。陸・海・空自衛隊のいろいろなデザインがあつたと思いましたが、缶バッジはPRに最適と思いました。また、キャラクターのとりかめくんのグッズですとか、ほどよく絶妙とりでのグッズを販売して収益を上げたりですとか、先ほどお話がありましたブランドメッセージのさらなる定着・愛着の進展に寄与するものと考えますが、市のほうではどのように取り組まれていますでしょうか。お考えなどにつきまして、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

魅力とりで発信課副参事、星 芳宏君。

○魅力とりで発信課副参事（星 芳宏君） 海東議員の御質問にお答えいたします。市のブランドメッセージを市民の方々に広く浸透させ、より一層の愛着を持っていただくため、様々な取組をブランドメッセージ策定後から進めてまいりました。ロゴマーク入りのクリアファイルやステッカー、缶バッジなどを市のイベントなどで配布しているほか、市内の事業者にもロゴマーク入りミニのぼり旗を配布し、窓口などに設置していただいております。また、申請により、一般の方がロゴマークをイベントのチラシやポスターなどに使用できる仕組みも整備しております。今年度は新たにロゴマーク入りのコルク製のコースターを作成し、市内の飲食店に配布する取組を進めており、秋以降に配布できる予定となっております。今後も日常の中でブランドメッセージに触れる機会の創出を図ってまいりたいと

思っております。なお、ロゴマーク入りのグッズの販売については、現時点では実施を予定しておりませんが、全国の優良自治体の——全国の自治体の優良事例などを参考に、研究を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ぜひとも進めていただきたいと思います。ただいまのコースターのお話がありました。やはりお店に行ったときに、コースター、よく見かけますけれども、そこに「ほどよく絶妙とりで」と書かれていれば、やはり目にしますと、さらに愛着、浸透していくんじゃないかなと、そのように思ったところでございます。ぜひとも、よろしくお願いを申し上げます。

防災無線の午後5時定時放送につきまして、お尋ねします。本市におきましても、夕方5時になりますと、防災無線を通しまして音楽が流れ、放送されています。本放送につきまして何か目的や役割などがあるものと考えますが、それはどのようなものでしょうか。また、目的などがあるのであれば、それについての効果なども市のほうで考えておられるのではないかと思います。午後5時の定時放送につきまして、目的や役割、効果につきましてお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答え申し上げます。ただいま御紹介ありましたように、取手市におきましては、毎日午後5時に定時放送を行っております。こちらにつきましては、防災行政無線が正常に作動しているかどうかを日常的に確認することや、市民の皆様の防災行政無線への意識づけを目的としております。防災行政無線は、災害発生時、あるいは緊急事態の発生時などに、住民の皆様が迅速に情報を取得し適切な避難行動などを行うため、非常に重要なツールであるところでございます。万が一、正常に作動していない場合や、故障がある場合には、早急に改善する必要がございます。したがって、毎日の定時放送を通じまして、防災行政無線の動作確認を行い、災害発生時等の迅速な情報発信体制を整えるとともに、住民の皆様に対しまして、防災行政無線への日常的な意識啓発を行うことによりまして、皆様の安全確保につながることや、あるいは防災意識を高めることに効果があると考えてございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。十分理解することができました。ありがとうございました。防災意識を高めるというお話もありました。やはりこの放送は非常に重要なのだと、そのように感じたところでございます。現在、本市におきましては「夕焼け小焼け」が放送されていると思います。この曲にされています理由や経緯などがあるのではないかと考えます。本市が、この夕焼け小焼けにしている理由や経緯などがあると思います。こちらの点につきまして、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。現在、取手市の定時放送では、夕焼け小焼けをメロディーとして使用してございます。夕焼け小焼けは、日本の伝統的な童謡として世代を問わず、多くの市民になじみのある楽曲であり、歌詞やメロディーを含めた放送時間との適合性や市民の親しみやすさ、子どもたちへの配慮などの観点から、夕方の時間帯にふさわしい楽曲として選曲しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。理解することができました。やはり童謡というところになると思うんですけども、子どもたちも、大人にとりましても、この夕焼け小焼けは私も非常になじみもありますし、そのような理由から選ばれているんだと、そのように理解したところでございます。本市では夕焼け小焼けということでもありますけれども、ほかの自治体におきましては、曜日や時間などによりまして楽曲を変えるなど、様々な取組をされている自治体も、私が調べる限りではあるようです。切替えをお願いします。

〔7番 海東一弘君資料を示す〕

○7番（海東一弘君） これから動画を流させていただきたいと思います。——こちらは千葉県館山市の放送の様子でございます。ただいまの曲は、Forever Loveという曲でありますけれども、館山市のほうでは土曜・日曜・祝日は、この曲にしているということです。館山市様より快く許可をいただきまして披露させていただきました。ただいまの動画はうちの子どもが撮影したものでありますが、私はこの放送が聞きたくて館山に行ってみいました。実際にその場で聞きますと、本当によいものだと感じたところでございます。では、近隣自治体も含めまして、どのような曲が放送されているか、調査などはされていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。近隣の他市町村の放送状況でございますが、龍ヶ崎市、牛久市では「夕焼け小焼け」、つくばみらい市、利根町では「家路」を定時放送として選曲している状況でございました。また、我孫子市、柏市においても「夕焼け小焼け」を選曲している状況です。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。調査等もされているということで、そのように理解いたしました。ありがとうございます。郷土愛を育む一つの手段としまして、「取手市民のうた～新しい明日～」という曲が取手の歌としてあると思います。こちらのほうを提案したいと思っております。「単純接触効果」、聞いたことがある方もいらっしゃると思いますが、ある物事などに接触する回数が増えるほど好感や親近感が増えるというものでありまして、定時放送の際に「取手市民のうた～新しい明日～」が流れてきますと、ますます取手への郷土愛を育む効果に期待ができると考えます。

切替えをお願いします。

〔7番 海東一弘君資料を示す〕

○7番（海東一弘君） これから、本市の「取手市民のうた～新しい明日～」のオルゴールバージョンを流したいと思います。——ただいまは再生速度はノーマルでしたけれども、こちらは本市のホームページにも掲載されているんですけども、再生速度を0.75にしますと何となくチャイムのイメージになると思います。ぜひ皆様、0.75にさせていただきまして聞いてみていただきたいと思いますと思うんですけども。本市にはこのようなすばらしい楽曲があります。ぜひ導入してみてもとを考えますけれども、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。定時放送における取手市民のうたの導入につきましては、先ほども申し上げましたように、取手市の郷土愛を育む手段の一つだと考えられますが、現在選曲している夕焼け小焼けは全国的にも広く親しまれており、市

民にもなじみ深い楽曲だと考えてございます。また、夕焼け小焼けは午後5時の定時放送とすることで、夕暮れ時の子どもたちの帰宅を促す効果も期待できることから、午後5時の定時放送につきましては、現行の夕焼け小焼けを引き続き運用していきたいと考えてございます。なお市民の歌につきましては、今取手市役所のほうの電話の際なんかにも保留音として活用しているように、郷土愛を育む一つの事業として、そういったことがあるということを御紹介させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。理解できました。ただいまのお答えで、確かに午後5時の夕焼け小焼けにつきましては、お話がありましたけれども、帰宅を促す、そういったところも大分定着がなされているように考えます。しかしながら、取手には、「取手市民のうた～新しい明日～」というすばらしい楽曲があります。ただいま次長からもお話がありましたように、市役所への電話の際の保留音であったりですとか、あと学校の運動会においても聞くことができますけれども、さらに多くの方に、せっかくのこの曲を聞いていただけますように、ぜひとも導入の検討をしていただけたらと思います。私も毎日放送するという考え方ではなくて、館山市様のように、土曜日、日曜日ですとか、例えばですけれども、何かの記念日や、先月開催されました花火大会などが始まる前に、午後5時に、そういった催物の日など特別感を出しまして放送しますと、さらに郷土愛を育む効果に期待が持てるのではないかと考えまして、申し上げたところでございます。ぜひとも御検討をいただきたくお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

大きく分けました2つ目でございます。本市の市立中学校と市内県立高校との一貫教育の取組につきまして、お尋ねいたします。茨城県内の他自治体を見ていきますと、中高一貫教育が進められているように見受けられます。文部科学省より示されています中高一貫教育につきましての内容を見ていきますと、本市におきましても設置が可能ではないかと考えています。現在、本市におきましては、公立中学校と高校での中高一貫教育校はありませんけれども、本市教育委員会では中高一貫教育につきましては、どのように捉えて考えていらっしゃるか、まずこの点につきましてお尋ねいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、海東議員の御質問に答弁いたします。中高一貫教育につきましては、平成9年6月に中央教育審議会から発表されました「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」、基本的な考え方や制度の骨格が示されました。ここでは、中高一貫教育の目的として、従来の中学校3年、高等学校3年という区切りにとらわれず、生徒の個性や進路希望に応じて柔軟な教育を行うことや、多様な教育機会を提供し、個性を伸ばす学校教育を推進することなどが挙げられております。茨城県におきましても、中高一貫教育の特徴として、「6年間の計画的・継続的な教育活動を通して、興味関心のあることを探求・追求し、個性を伸ばしていくこと」「中学生から高校生までの幅広い年齢層での活動を通して、社会性や豊かな人間性を培うこと」、また「教育課程の特例措置により、中学校と高等学校の学習内容の一部入れ替えや先取りが可能であること」を掲げております。

また近年、本県において中高一貫校が増えている背景には、平成31年2月に示されました県立高等学校改革プランの一環としまして、令和4年度までに10校を中高一貫校と

して開設する計画が発表されたことが挙げられます。それ以前には、並木中等教育学校や日立第一高等学校・附属中学校、古河中等教育学校が開設され、十分な実績を残し好評であったことで、このような計画が打ち出されたものと捉えております。本市の近隣では、龍ヶ崎第一高等学校や水海道第一高等学校に附属中学校が併設されており、実際に本市から通学している生徒さんもいらっしゃいます。本市における中高一貫教育ですが、中等教育学校や、先ほど申しました附属中学校の開設につきましては、県立高校の設置者である茨城県が主体となって行っているものであります。そういったことから、これまでに本市におきまして、中高一貫教育校の具体的な開設というものは検討したことがない状況になっております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。十分理解することができました。ありがとうございました。設置主体者が茨城県になる形態では、市のほうではどうすることもできませんので、進められずに仕方ないというところであると、この点につきましては理解いたしました。

では、次でございます。本市の市立中学校からの進学先や進学率という内容の質問であります。教育委員会のほうで把握しています内容や情報などがありましたら、お示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 海東議員の御質問に答弁させていただきます。令和6年度の全ての公立中学校の卒業生の進学先について御説明いたします。県立公立高校への進学が469名、そのうち取手市内の公立高校への進学は277名です。また、県内の私立高等学校への進学が117名、そのうち取手市内の私立高校への進学は17名です。県外公立高校への進学は37名、私立の高校への進学は73名となっております。したがって――戻りますと、市内の高校への進学は、公立・私立合わせて294名となっております。令和6年度の卒業生の総数が747名ですので、これは約40%に当たる生徒が取手市内の高校に進学しているということになります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。詳細なところまで、ありがとうございました。ただいま取手市内の高校に約40%の生徒が進学されていると、そのようなお話をいただきました。この40%というお話を聞きますと、私の所感としましては非常に多いほうかなと、そのように――私はそのように捉えています。中高一貫教育というものが実現できないかということも考えているところでございます。現在、国内また国のほうから示されています中高一貫教育の実施形態というのは、どのようなものがありますでしょうか、この点につきましてお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。中高一貫教育校には次の3つの設置形態がございます。1つ目が中等教育学校です。中等教育学校は、中学校と高等学校を一つの学校として設置し、中学校を前期課程として3年間、高等学校を後期課程として3年間、この合計6年間を中高一貫教育として一体的に学ぶ形態となっております。県内では、並木中等教育学校がこれに当たります。

2つ目が、併設型中高一貫教育校です。同じ設置者による中学校と高等学校を接続して

中高一貫教育を行います。茨城県の学校改革プランでは、既存の県立高等学校に新たに附属中学校を併設するような形、これが併設型に当たります。近隣では、龍ヶ崎第一高等学校・附属中学校や水海道第一高等学校・附属中学校などが、これに当たります。

3つ目が、連携型中高一貫教育校です。設置者の異なる中学校と高等学校が教育課程の編成や教員、生徒の交流を通じ連携を深める形で中高一貫教育を行います。市町村立中学校と県立高等学校が連携する場合などが該当します。県内では1か所だけですが、県北の常陸大宮市にある小瀬（おぜ）【「小瀬（おぜ）」を「小瀬（おせ）」に発言訂正】高等学校と明峰中学校が、これに当たります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

〔「小瀬（おせ）だよ」と呼ぶ者あり〕

○7番（海東一弘君） 分かりました。理解することができました。ただいまのお話で、3つ目の連携型中高一貫教育ですと、本市におきましても設置が可能と考えます。茨城県内では、ほとんどの学校が併設型と言われる高校から附属中学校を設置しまして、そうしますと県が設置者という形になると思うんですけども、この3つ目の連携型中高一貫教育ですと、本市におきましても、高校と連携を図って中高一貫教育というものが実現可能だと、そのように私は捉えています。ただいま課長よりお話いただきました、茨城県内でも1校があると。そのようにお話をされていましたが、本市におきましても十分設置は可能ではないかと、そのように考えているところでございます。中学校から高校への進学の際も、環境が大きく変わりまして、小学校から中学校への進学とはまた違った形で考えていらっしゃる生徒の皆さんも、保護者の皆さんも多くいらっしゃるんじゃないかなと思います。次に進学する高校はどういう学校なのかなと、不安に感じられるのではないかと考えられます。そのような不安や心配事の軽減だったりですとか、学力や運動能力の一層の向上など、中高一貫教育の効果に期待が持てると、そのように考えているところでございます。

では、ただいまほかの自治体の御紹介もしていただいたんですけども、こちらのよう——ほかの自治体では状況になっているか、今一度、把握されているところを詳しくお話しただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。現在、茨城県においては、中等教育学校はつくば市にある並木中等教育学校と古河市にある古河中等教育学校、あと、ひたちなか市にある勝田中等教育学校の3校でございます。併設型につきましては、水戸市、土浦市、常陸太田市、鉾田市、鹿嶋市、龍ヶ崎市、筑西市、常総市、下妻市、日立市、これらにそれぞれ1校ずつ、計10校でございます。連携型中高一貫教育校につきましては、先ほど紹介しました常陸大宮市の小瀬（おぜ）【「小瀬（おぜ）」を「小瀬（おせ）」に発言訂正】高等学校と明峰中学校の1か所でございます。この常陸大宮市の連携型中高一貫教育について今回調べさせていただきましたので、御説明させていただきます。

中高一貫教育に関する推進委員会というのを設けて、様々な取組について協議・実践しているとお聞きしております。具体的には、ふれあいキャンパスというもので、中学校、高等学校全ての生徒を対象として、これらがグループに分かれて百人一首やペーパークラフト、実験教室などの講座を一緒に受講して交流を深めているということです。また、部活動の交流も盛んに行われており、中学生と高校生と一緒に活動する機会が多く設けられているということです。推進委員会の中には強化委員会もあり、教員同士の研修を行ったり、高等学校の先生が中学校へ行って授業を行ったりしているという、そういったことを確認

しているところです。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。十分理解することができました。詳細なところまで御説明いただきました。ありがとうございました。以前にも教育に関わります質問を幾つかさせていただいてきましたけれども、本市におきまして日々、大変熱心に教育委員会や学校の教職員の皆様が取り組んでいらっしゃることを存じ上げております。ですが、関わりのある児童生徒や保護者の方は、その御尽力というものは十分に分かって理解されているのではないかなと思います。しかしながら、関わりのない方は、取手市の教育というものを知らずにほかの自治体の学校を選んでしまう、そういった可能性が大いにあると思います。この学校に行きたいので引っ越したというお話を、よく聞いたりもいたします。本市から離れてしまったりですとか、または本市に移ってこないということが考えられます。本市におきましても、中高一貫教育校があれば大きな強みになります。また、魅力的な自治体というところにもつながっていくと考えます。そうは言いましても、なかなかハードルの高いところだと思います。今すぐ設置するというわけではなくて、将来に向けまして県との連携や、本市の中高一貫校の取組を進めていただきたいと考えますが、こちらの点につきましてお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。茨城県として、中高一貫教育の設置や運営に関する県の役割、また市の取組について明確に示されたものはございません。本市としましては、現状、県が設置している中高一貫教育について、進路指導の場面において、児童生徒やその保護者に十分周知し、児童生徒が自身の希望に沿った進路選択をできるように努めてまいりたいと考えております。現在、本市におきましては、毎年2月に開催するプレゼンテーションフォーラムにおいて、市内の小・中・高等学校、全ての学校が集まって交流を行っております。その中に、高校生も混じって交流をしているというのがございます。また、中高の交流連携については、部活動での取組なども行っている学校もございます。今後も取手市内の高等学校のよさを把握しながら、連携型中高一貫教育、こういったものの取組の交流・連携、こういったものを勉強しながら、こういったものを深めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ぜひとも進めていただきたいと思います。今すぐにとすることは難しいと思うんですけれども、ぜひ将来に向けまして、取手市の中高一貫教育の実現に向けてぜひとも進めていただきたいと思います。やがて、それが取手市の教育の特徴に大きく寄与するものだと思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

私は高校から入りましたが、中学校が併設している学校に入りました。今は小・中・高12年の一貫教育ということを教育理念に掲げて学校運営がされているようなんですけれども。ただいま課長からお話がありました部活動の交流というところでは、私、運動部に所属をしておりましたので、時折、中等部の生徒と練習をすることがありました、多世代間交流といいますか、いろんな話が中学校の生徒とお話しすることもできました。個人的なことで大変恐縮なんですけれども、私は兄弟がおりませんので、中等部の生徒が弟のように思いまして、頼ってくる中等部の生徒が非常にかわいく感じまして、中学校といいますとなかなか血気盛んなところで、なかなか親——両親、家族に話せないことであつたりですとか、友達の悩み事であつたりですとか、時には恋愛相談に乗ったり、そういったところでいろんな話ができました。それはやはり学校内に中学校があつた、そういったと

ころもあるんですけれども、そういった部活動を通しまして交流というところが非常にいいのではないかなと。そのように考えまして、このたびこのような質問をさせていただきました。ぜひとも取手市の中高一貫教育、連携型、こちらのほうの検討を進めていただきたいと思います。こちらのほうは、取手のますますの発展のため日々ご尽力されているということは重々存じてはおりますけれども、引き続きましてのお願いをさせていただきます。誠にありがとうございました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君に申し上げます。先ほど連携型中高一貫教育校の名前が高校の名前を出されておりましたが、常陸大宮市の小瀬（おぜ）高等学校と発言しておりましたが、小瀬（おぜ）高等学校ではございませんでしょうか。

丸山信彦君。

〔「小瀬（おぜ）だよ」と呼ぶ者あり〕

○指導課長（丸山信彦君） 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。小瀬（おぜ）高等学校、失礼いたしました。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

以上で海東一弘君の質問を終わります。

日程第 12 選挙第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙について

○議長（山野井 隆君） 日程第 12、選挙第 5 号、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙を行います。この選挙は、岩澤 信君が取手市議会議員を辞職したことに伴う同広域連合議会議員の補欠選挙です。この欠員により選出する議員数は 1 名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ただいま指名推選との声がありました。したがって、選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、後期高齢者医療広域連合議会議員に私、山野井 隆を指名します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ただいま議長が指名しました山野井 隆を、後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました私、山野井 隆が後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

8 月 29 日に細谷典男君が取手市議会議員を失職したことに伴い、常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員に欠員が生じました。

ここでお諮りいたします。常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程 選挙第 6 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙に 第 1 について

○議長（山野井 隆君） 追加日程第 1、選挙第 6 号、常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙を行います。この選挙は、細谷典男君が取手市議会議員を失職したことに伴う同組合議会議員の補欠選挙です。この欠員により選出する議員数は 1 名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ただいま指名推選との声がありました。したがって、選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に、杉山尊宣君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました杉山尊宣君を、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました杉山尊宣君が常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選された杉山尊宣君が議場におられます。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

杉山尊宣君、当選を承諾されますか。

○5 番（杉山尊宣君） はい。

○議長（山野井 隆君） 議長は承諾を確認しました。

日程に戻ります。

日程第 13 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（山野井 隆君） 日程第 13、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。これまで災害や感染症の蔓延等により正副議長に事故があった場合に備え、仮議長の選任を議長に委任することを議決しておりました。

お諮りします。災害の発生、感染症の蔓延等により正副議長に事故があった場合に備え、私の議長在任期間中、地方自治法第 106 条第 3 項の規定により、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、災害の発生、感染症等の蔓延等により正副議長に事故があった場合に備え、私の議長在職期間中、地方自治法第 106 条第 3 項の規定により、仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

議会運営委員会の申合せ事項として、仮議長には議会運営委員長の職にあるものを仮議長に選任すると決定されておりますとおり、今回も議会運営委員長の職にある赤羽直一君を、災害の発生、感染症等の蔓延等により正副議長に事故があった場合に備え、私の議長在職期間中、仮議長に指名します。

それでは、赤羽直一君、自席のマイクを使用し、受諾または拒否する旨の発言をお願いします。

○22 番（赤羽直一君） 受諾いたします。

○議長（山野井 隆君） よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1 時 58 分散会